

保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」の改正について

年 月 日
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p><u>レビュー</u>業務実務指針 2400</p> <p style="text-align: center;">財務諸表のレビュー業務</p> <p style="text-align: right;">2016年1月26日 改正 2018年10月19日 改正 2021年6月9日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 改正 2024年4月18日 <u>最終改正 2024年●月●日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第2号)</p> <p>《I 本実務指針の範囲及び目的》 《1. 本実務指針の範囲》 《(4) 適用時期》</p> <p>13. 本実務指針の適用時期は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本実務指針（2016年1月26日）は、2017年1月1日以後に契約するレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針の全ての要求事項が適用可能である場合には、2016年1月26日以後に契約するレビュー業務から適用することができる。 ・ 本実務指針（2018年10月19日）は、2019年4月1日以後に開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。 ・ 本実務指針（2021年6月9日）は、2021年4月1日以後に開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、2021年3月31日以前に開始する事業年度に係るレビュー業務であっても、2021年4月1日以後に発行するレビュー報告書から適用することができる。 ・ 本実務指針（2021年9月16日）は、2021年9月1日以後に提出するレビュー報告書に係る業務から適用する。 	<p><u>保証</u>業務実務指針 2400</p> <p style="text-align: center;">財務諸表のレビュー業務</p> <p style="text-align: right;">2016年1月26日 改正 2018年10月19日 改正 2021年6月9日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 <u>最終</u>改正 2024年4月18日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第2号)</p> <p>《I 本実務指針の範囲及び目的》 《1. 本実務指針の範囲》 《(4) 適用時期》</p> <p>13. 本実務指針の適用時期は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本実務指針（2016年1月26日）は、2017年1月1日以後に契約するレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針の全ての要求事項が適用可能である場合には、2016年1月26日以後に契約するレビュー業務から適用することができる。 ・ 本実務指針（2018年10月19日）は、2019年4月1日以後に開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。 ・ 本実務指針（2021年6月9日）は、2021年4月1日以後に開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、2021年3月31日以前に開始する事業年度に係るレビュー業務であっても、2021年4月1日以後に発行するレビュー報告書から適用することができる。 ・ 本実務指針（2021年9月16日）は、2021年9月1日以後に提出するレビュー報告書に係る業務から適用する。

改正案	現 行
<ul style="list-style-type: none"> 本実務指針（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係るレビュー業務から早期適用することを妨げない。 本実務指針（2023年3月16日）は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針を、2023年4月1日以後終了する事業年度に係るレビュー業務において、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日）及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日）と併せて、2024年6月30日以前に開始する事業年度に係るレビュー業務から早期適用することを妨げない。 本実務指針（2024年4月18日）は、2024年4月1日以後開始する期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対するレビュー及び2024年4月1日以後開始する事業年度に係るレビューから適用する。 <u>本実務指針（2024年●月●日）は、2024年●月●日から適用する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 本実務指針（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係るレビュー業務から早期適用することを妨げない。 本実務指針（2023年3月16日）は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針を、2023年4月1日以後終了する事業年度に係るレビュー業務において、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023年7月1日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日）及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日）と併せて、2024年6月30日以前に開始する事業年度に係るレビュー業務から早期適用することを妨げない。 本実務指針（2024年4月18日）は、2024年4月1日以後開始する期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対するレビュー及び2024年4月1日以後開始する事業年度に係るレビューから適用する。
(省 略)	(省 略)
<p>《3. 定義》</p>	<p>《3. 定義》</p>
<p>16. 保証業務実務指針（序）「<u>レビュー業務実務指針</u>、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」付録5「<u>レビュー業務実務指針</u>、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の用語集」には、監査基準報告書等の業務に関連する報告書及び実務指針等の一貫した適用と解釈に役立つように、本実務指針で定義された用語のほか、本実務指針で使用されるその他の用語の説明が含まれている。例えば、「経営者」及び「ガバナンスに責任を有する者」という用語は、保証業務実務指針（序）で定義されている。なお、本実務指針では、会社法の機関を前提に、原則として業務実施者のコミュニケーションの対象は監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定しており、「ガバナンスに責任を有する者」を「監査役等」と記載している。</p>	<p>16. 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」付録5「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の用語集」には、監査基準報告書等の業務に関連する報告書及び実務指針等の一貫した適用と解釈に役立つように、本実務指針で定義された用語のほか、本実務指針で使用されるその他の用語の説明が含まれている。例えば、「経営者」及び「ガバナンスに責任を有する者」という用語は、保証業務実務指針（序）で定義されている。なお、本実務指針では、会社法の機関を前提に、原則として業務実施者のコミュニケーションの対象は監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定しており、「ガバナンスに責任を有する者」を「監査役等」と記載している。</p>
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上
<ul style="list-style-type: none"> 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第14項、A14項、A15項及びA34項） 	<ul style="list-style-type: none"> 本実務指針（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：第14項、A14項、A15項及びA34項）

改正案	現行																								
<ul style="list-style-type: none"> － 保証業務実務指針(序)「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日公表) (上記以外の修正箇所) ・ 本実務指針(2023年3月16日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所：第26項(3)、A14項、A86-2項及びA91項からA91-3項) － 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2023年1月12日改正) － 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(2023年1月12日改正) (上記以外の修正箇所) ・ <u>本実務指針(2024年●月●日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> － <u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> － 保証業務実務指針(序)「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日公表) (上記以外の修正箇所) ・ 本実務指針(2023年3月16日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所：第26項(3)、A14項、A86-2項及びA91項からA91-3項) － 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2023年1月12日改正) － 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(2023年1月12日改正) (上記以外の修正箇所) 																								
<p>《付録2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》(A150項参照) 《文例1》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 ・ 財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されている。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 業務実施者は、財務諸表のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有する。 	<p>《付録2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》(A150項参照) 《文例1》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 ・ 財務諸表は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されている。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 業務実施者は、財務諸表のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有する。 																								
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中 〇〇監査法人</p> <p style="text-align: right;">〇〇事務所(注1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指定社員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	指定社員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指定社員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中 〇〇監査法人</p> <p style="text-align: right;">〇〇事務所(注1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指定社員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定社員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	指定社員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指定社員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員		
指定社員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指定社員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指定社員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指定社員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									

改正案	現 行
<p style="text-align: right;">(注2)</p> <p><財務諸表のレビュー> (注4)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>レビュー</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての財務諸表が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>レビュー</u>業務実務指針2400に準拠した財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の財務諸表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">(注2)</p> <p><財務諸表のレビュー> (注4)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>保証</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての財務諸表が、財務諸表等規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>保証</u>業務実務指針2400に準拠した財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の財務諸表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例2》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人設置会社以外の会社により、一般目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 ・ 計算書類及びその附属明細書は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示は会社計算規則に準拠して作成されているが、同規則第98条第2項第1号に基づいて注記の一部が省略されている。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 業務実施者は、計算書類及びその附属明細書のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例2》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人設置会社以外の会社により、一般目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 ・ 計算書類及びその附属明細書は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示は会社計算規則に準拠して作成されているが、同規則第98条第2項第1号に基づいて注記の一部が省略されている。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 業務実施者は、計算書類及びその附属明細書のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。

改正案	現 行																								
<p style="text-align: center;"><u>独立業務実施者のレビュー報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中 〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所 (注1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>レビュー</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類及びその附属明細書が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>レビュー</u>業務実務指針2400に準拠した計算書類及びその附属明細書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			<p style="text-align: center;"><u>独立業務実施者のレビュー報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中 〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所 (注1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>保証</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類及びその附属明細書が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>保証</u>業務実務指針2400に準拠した計算書類及びその附属明細書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
(省 略)	(省 略)																								

改正案	現 行																								
<p>《文例3》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人設置会社以外の会社により、一般目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 ・ 計算書類は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示は会社計算規則に準拠して作成されているが、同規則第98条第2項第1号に基づいて注記の一部が省略されている。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 棚卸資産に虚偽表示がある。当該虚偽表示は計算書類にとって重要であるが広範ではないと認められる。 ・ 業務実施者は、計算書類のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 	<p>《文例3》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人設置会社以外の会社により、一般目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 ・ 計算書類は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示は会社計算規則に準拠して作成されているが、同規則第98条第2項第1号に基づいて注記の一部が省略されている。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 棚卸資産に虚偽表示がある。当該虚偽表示は計算書類にとって重要であるが広範ではないと認められる。 ・ 業務実施者は、計算書類のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 																								
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中 〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所 (注1)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中 〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所 (注1)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。保証業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類が、会社計算規則(ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。)及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、保証業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									

改正案	現 行																								
<p><u>レビュー</u>業務実務指針2400に準拠した計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>保証</u>業務実務指針2400に準拠した計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>																								
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例4》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 連結計算書類は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示は会社計算規則に準拠して作成されている。 レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 業務実施者は、在外関連会社に対する投資に関して十分かつ適切な証拠を入手することができなかった。十分かつ適切な証拠を入手することができないことが連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は、重要であるが広範ではないと認められる。 業務実施者は、連結計算書類のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例4》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 連結計算書類は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示は会社計算規則に準拠して作成されている。 レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 業務実施者は、在外関連会社に対する投資に関して十分かつ適切な証拠を入手することができなかった。十分かつ適切な証拠を入手することができないことが連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は、重要であるが広範ではないと認められる。 業務実施者は、連結計算書類のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 																								
<p style="text-align: center;"><u>独立業務実施者のレビュー報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p>〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所（注1）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 40%;">公認会計士</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			<p style="text-align: center;"><u>独立業務実施者のレビュー報告書</u></p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p>〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所（注1）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 40%;">公認会計士</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から連結計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>レビュー</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビュー業務を行った。<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての連結計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>レビュー</u>業務実務指針2400に準拠した連結計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の連結計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から連結計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>保証</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビュー業務を行った。<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての連結計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>保証</u>業務実務指針2400に準拠した連結計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の連結計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例5》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 ・ 連結計算書類は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示は会社計算規則に準拠して作成されている。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 連結計算書類に重要な虚偽表示がある。これは、連結の範囲に含めていない子会社があることによるものである。当該重要な虚偽表示は連結計算書類にとって広範であると認められる。 この虚偽表示が連結計算書類に及ぼす影響を確定することは実務的に困難である。 ・ 業務実施者は、連結計算書類のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例5》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 ・ 連結計算書類は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、表示及び開示は会社計算規則に準拠して作成されている。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ 連結計算書類に重要な虚偽表示がある。これは、連結の範囲に含めていない子会社があることによるものである。当該重要な虚偽表示は連結計算書類にとって広範であると認められる。 この虚偽表示が連結計算書類に及ぼす影響を確定することは実務的に困難である。 ・ 業務実施者は、連結計算書類のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。

改正案	現 行																								
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中 〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所 (注1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から連結計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての連結計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した連結計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の連結計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中 〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所 (注1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から連結計算書類に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。保証業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての連結計算書類が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、保証業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>保証業務実務指針2400に準拠した連結計算書類のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の連結計算書類に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
<p>《文例7》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査人設置会社以外の会社により、特別目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 	<p>《文例7》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計監査人設置会社以外の会社により、特別目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の財務諸表のレビュー業務である。 																								

改正案	現 行																								
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関との銀行取引約定書において、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により財務諸表を作成し、レビュー報告書を添付して提出することが求められている。経営者は、財務報告の枠組みとして、中小企業の会計に関する基本要領に基づき、一部税法基準によることを選択している（第86項(5)②参照）。 レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 適用される財務報告の枠組みが会計監査人設置会社に適用される我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準と異なる旨を記載することが必要であると業務実施者が判断している（A139項参照）。 レビュー報告書の配布及び利用は制限されていない。 業務実施者は、財務諸表のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 計算書類の注記Xには以下の記載がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関との銀行取引約定書において、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により財務諸表を作成し、レビュー報告書を添付して提出することが求められている。経営者は、財務報告の枠組みとして、中小企業の会計に関する基本要領に基づき、一部税法基準によることを選択している（第86項(5)②参照）。 レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 適用される財務報告の枠組みが会計監査人設置会社に適用される我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準と異なる旨を記載することが必要であると業務実施者が判断している（A139項参照）。 レビュー報告書の配布及び利用は制限されていない。 業務実施者は、財務諸表のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 計算書類の注記Xには以下の記載がある。 																								
<p>本計算書類は、株式会社〇〇銀行との銀行取引約定書の財務報告条項を遵守するため、会計監査人設置会社に適用される「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」によらず、中小企業のための一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として認められている「中小企業の会計に関する基本要領」に基づいて、重要な会計方針に記載されている会計方針に従って作成されている。</p> <p>「中小企業の会計に関する基本要領」においては、一定の場合には会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が容認されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。</p> <p>本計算書類の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりである。・・・。</p>	<p>本計算書類は、株式会社〇〇銀行との銀行取引約定書の財務報告条項を遵守するため、会計監査人設置会社に適用される「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」によらず、中小企業のための一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行として認められている「中小企業の会計に関する基本要領」に基づいて、重要な会計方針に記載されている会計方針に従って作成されている。</p> <p>「中小企業の会計に関する基本要領」においては、一定の場合には会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用が容認されており、これらについては、重要な会計方針に記載されている。</p> <p>本計算書類の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりである。・・・。</p>																								
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p>〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所（注1）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 40%;">公認会計士</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（注2）</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p>〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所（注1）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 40%;">公認会計士</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（注2）</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>レビュー</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類及びその附属明細書が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>レビュー</u>業務実務指針2400に準拠した計算書類及びその附属明細書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>保証</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての計算書類及びその附属明細書が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>保証</u>業務実務指針2400に準拠した計算書類及びその附属明細書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例8》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法の大会社(金融商品取引法非適用)により、特別目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された、期首から6か月間に係る完全な一組の期中財務諸表のレビュー業務である。 ・ 期中財務諸表は、〇〇株式会社の経営者が、取引先である□□株式会社に、期首から6か月間に係る期中財務諸表を提出するために作成されており、期中貸借対照表、期中損益計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記、担保提供資産に関する注記、偶発債務に関する注記から構成されている。会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、期中貸借対照表及び期中損益計算書の表示は会社計算規則に準じて作成し、重要な会計方針、担保提供資産及び偶発債務に関する注記は、それぞれ、会社計算規則第101条、第103条第1項第1号及び第5号に準じて作成することが要請されている。 ・ 経営者は、特別目的の期中財務諸表の作成において財務報告の枠組みの選択肢を有していない(第86項(5)②参照)。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ レビュー報告書の配布及び利用が制限されている。 	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例8》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法の大会社(金融商品取引法非適用)により、特別目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された、期首から6か月間に係る完全な一組の期中財務諸表のレビュー業務である。 ・ 期中財務諸表は、〇〇株式会社の経営者が、取引先である□□株式会社に、期首から6か月間に係る期中財務諸表を提出するために作成されており、期中貸借対照表、期中損益計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記、担保提供資産に関する注記、偶発債務に関する注記から構成されている。会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、期中貸借対照表及び期中損益計算書の表示は会社計算規則に準じて作成し、重要な会計方針、担保提供資産及び偶発債務に関する注記は、それぞれ、会社計算規則第101条、第103条第1項第1号及び第5号に準じて作成することが要請されている。 ・ 経営者は、特別目的の期中財務諸表の作成において財務報告の枠組みの選択肢を有していない(第86項(5)②参照)。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 ・ レビュー報告書の配布及び利用が制限されている。

改正案	現 行																								
<ul style="list-style-type: none"> 業務実施者は、期中財務諸表のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 注記Xには以下の記載がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施者は、期中財務諸表のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 注記Xには以下の記載がある。 																								
<p>本期中財務諸表は、取引先である〇〇株式会社に、×年×月×日から×年×月×日までの6か月の期中財務諸表を提出するために作成されている。</p> <p>本期中財務諸表は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、期中貸借対照表及び期中損益計算書の表示は会社計算規則に準じて作成され、開示される注記項目の内容は同規則第101条、第103条第1項第1号及び第5号に準じて作成されている。</p> <p>本期中財務諸表の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりである。・・・。</p>	<p>本期中財務諸表は、取引先である〇〇株式会社に、×年×月×日から×年×月×日までの6か月の期中財務諸表を提出するために作成されている。</p> <p>本期中財務諸表は、会計処理に関しては我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、期中貸借対照表及び期中損益計算書の表示は会社計算規則に準じて作成され、開示される注記項目の内容は同規則第101条、第103条第1項第1号及び第5号に準じて作成されている。</p> <p>本期中財務諸表の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下のとおりである。・・・。</p>																								
<p>独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p>〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所 (注1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>レビュー</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての期中財務諸表が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>レビュー</u>業務実務指針2400に準拠した期中財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レ</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			<p>独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p>〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所 (注1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業務執行社員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した<u>保証</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、全体としての期中財務諸表が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>保証</u>業務実務指針2400に準拠した期中財務諸表のレビューは、限定的保証業務である。レビ</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業務執行社員																									

改正案	現 行																								
<p>ビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の期中財務諸表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>一においては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の期中財務諸表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>																								
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例9》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された、個別の財務表である貸借対照表のレビュー業務である。 貸借対照表は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準における貸借対照表の作成に関連する要求事項に準拠して、企業の経営者により作成された（会社計算規則第98条第2項第1号又は第2号による貸借対照表の注記の省略は行っていない。）。 レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 レビュー報告書の配布及び利用は制限されていない。 業務実施者は、個別の財務表である貸借対照表のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例9》 文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された、個別の財務表である貸借対照表のレビュー業務である。 貸借対照表は、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準における貸借対照表の作成に関連する要求事項に準拠して、企業の経営者により作成された（会社計算規則第98条第2項第1号又は第2号による貸借対照表の注記の省略は行っていない。）。 レビュー契約書において、本実務指針第30項(2)の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。 レビュー報告書の配布及び利用は制限されていない。 業務実施者は、個別の財務表である貸借対照表のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 																								
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p>〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所（注1）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 40%;">公認会計士</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>〇〇株式会社 取締役会 御中</p> <p>〇 〇 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 事務所（注1）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 40%;">公認会計士</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員			指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇	業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇																							
業 務 執 行 社 員																									

改正案	現 行
<p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から貸借対照表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表した<u>レビュー</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、貸借対照表が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>レビュー</u>業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>レビュー</u>業務実務指針2400に準拠した貸借対照表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の貸借対照表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人（注3）の責任は、独立の立場から貸借対照表に対する結論を表明することにある。当監査法人（注3）は、日本公認会計士協会が公表した<u>保証</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に、貸借対照表が、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、<u>保証</u>業務実務指針2400は、当監査法人（注3）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p><u>保証</u>業務実務指針2400に準拠した貸借対照表のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注3）は、上記の貸借対照表に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例 10》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された、個別の財務表である資金収支計算書のレビュー業務である。 ・ 災害義援金・補助金・寄付金等の収支結果を報告・開示するために、資金収支計算書は、資金収支計算書の注記に記載した会計の基準に基づいて法人の理事者により作成されている。 ・ 理事者は、特別目的の財務表の作成において財務報告の枠組みの選択肢を有している（第 86 項(5)②参照）。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第 30 項(2)の財務諸表に対する理事者の責任が記載されている。 ・ 資金提供者が閲覧することを予定しているため、レビュー報告書の配布及び利用は制限されていない。 ・ 業務実施者は、個別の財務表である資金収支計算書のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 ・ 注記 X には以下の記載がある。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">本資金収支計算書は、〇〇法人が×年×月×日から×年×月×日までの期間において行った〇〇に関する活動の資金収支の結果について資金提供者に報告・開示するために作成するものであり、〇〇法人の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示することを目的とした財務諸</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《文例 10》</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別目的の財務報告の枠組み及び準拠性の枠組みに準拠して作成された、個別の財務表である資金収支計算書のレビュー業務である。 ・ 災害義援金・補助金・寄付金等の収支結果を報告・開示するために、資金収支計算書は、資金収支計算書の注記に記載した会計の基準に基づいて法人の理事者により作成されている。 ・ 理事者は、特別目的の財務表の作成において財務報告の枠組みの選択肢を有している（第 86 項(5)②参照）。 ・ レビュー契約書において、本実務指針第 30 項(2)の財務諸表に対する理事者の責任が記載されている。 ・ 資金提供者が閲覧することを予定しているため、レビュー報告書の配布及び利用は制限されていない。 ・ 業務実施者は、個別の財務表である資金収支計算書のレビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有しない。 ・ 注記 X には以下の記載がある。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">本資金収支計算書は、〇〇法人が×年×月×日から×年×月×日までの期間において行った〇〇に関する活動の資金収支の結果について資金提供者に報告・開示するために作成するものであり、〇〇法人の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示することを目的とした財務諸</p>

改正案	現 行																																
<p>表に相当するものではない。 ○○に関する活動の資金の範囲及び収入及び支出の認識の基準は、以下のとおりである。・・・。</p>	<p>表に相当するものではない。 ○○に関する活動の資金の範囲及び収入及び支出の認識の基準は、以下のとおりである。・・・。</p>																																
<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>○○法人 理事会 御中 ○ ○ 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">○ ○ 事務所 (注1)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%;">○○○○</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td>○○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から資金収支計算書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、資金収支計算書が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>レビュー業務実務指針2400に準拠した資金収支計算書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として理事者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の資金収支計算書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	指 定 社 員	公認会計士	○○○○		業 務 執 行 社 員				指 定 社 員	公認会計士	○○○○		業 務 執 行 社 員				<p style="text-align: center;">独立業務実施者のレビュー報告書</p> <p style="text-align: right;">×年×月×日</p> <p>○○法人 理事会 御中 ○ ○ 監 査 法 人</p> <p style="text-align: right;">○ ○ 事務所 (注1)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">指 定 社 員</td> <td style="width: 30%;">公認会計士</td> <td style="width: 30%;">○○○○</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指 定 社 員</td> <td>公認会計士</td> <td>○○○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業 務 執 行 社 員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(注2)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>業務実施者の責任</p> <p>当監査法人(注3)の責任は、独立の立場から資金収支計算書に対する結論を表明することにある。当監査法人(注3)は、日本公認会計士協会が公表した保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」に準拠してレビューを行った。保証業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に、資金収支計算書が、注記Xに記載された会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、保証業務実務指針2400は、当監査法人(注3)に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。</p> <p>保証業務実務指針2400に準拠した資金収支計算書のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として理事者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施され、入手した証拠の評価が行われる。</p> <p>レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人(注3)は、上記の資金収支計算書に対して監査意見を表明しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	指 定 社 員	公認会計士	○○○○		業 務 執 行 社 員				指 定 社 員	公認会計士	○○○○		業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	○○○○																															
業 務 執 行 社 員																																	
指 定 社 員	公認会計士	○○○○																															
業 務 執 行 社 員																																	
指 定 社 員	公認会計士	○○○○																															
業 務 執 行 社 員																																	
指 定 社 員	公認会計士	○○○○																															
業 務 執 行 社 員																																	
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>																																